

新規性・進歩性の判断、 および均等論における 本質的部分の認定(均等第1要件) ～真に事業へ資する知的財産活動を目指して～

「進歩性」と「均等論」双方の判断力を格段に高める実務者必聴のセミナー！
代理人として、知財戦略部門責任者として、30年以上関わってきた講師が詳説

■開催日時

2026年12月 2日 [水]

時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

事業の基盤となる強力な特許を獲得するためには、発明や法律面に関する「本質の理解」が不可欠となります。この「本質の理解」が不十分な状態で獲得した特許権はその実効性を欠き、事業戦略の遂行に大きな支障をきたす恐れがあります。

また、近年の裁判においては均等侵害が認められる傾向が強まっており、FTO※活動（他社権利の侵害予防調査・評価）における均等論の重要性

が増しています。特に、マキサカルシトール事件の大合議判決において示された「均等第1要件の本質的部分の認定基準」の判断は、他社特許の評価において実務上大きな課題となります。

※FTO（Freedom to Operate）

そこで、本セミナーでは、「権利獲得（新規性・進歩性）」と「均等論の第1要件」について「発明の本質」に焦点を当て、具体的な事案に基づき、それぞれの判断手法について説明します。

なお、一見無関係に見える「進歩性」と「均等論」ですが、双方とも「発明の本質」の認定において非常に密接な関係にあることがわかります。本セミナーでは、両者の関係性についても具体的な事例を踏まえた解説を試みます。この共通点を理解することで、双方の判断力を格段に高めることが可能となります。

●講師：株式会社島津製作所 知的財産部 顧問

ピラミデ国際特許事務所 顧問

江口特許商標事務所 弁理士 江口 裕之氏

●会場：Zoomを使ったオンラインセミナー